

和水町ふるさと応援寄附金活用状況の公表

和水町の豊かな自然と歴史文化を愛する人々やふるさとへの愛着のある人々からの寄附金で、住民参加型の地方自治を実現するとともに地域活性化を図ることを目的とするため、平成20年9月に「和水町ふるさと応援寄附金取扱要綱」を制定しました。以来、多くの皆さまから寄附をいただいています。

平成23年度におけるふるさと応援寄附金の状況について公表します。（平成23年4月1日～平成24年3月31日）

◆平成23年度、次の人々から寄附金をいただいています。

氏 名	在住（都道府県）	寄附金額	活用メニュー名
富本麻里子	広島県	30,000円	①ふるさと親孝行事業
米川 哲哉	滋賀県	—	町長に一任
藤崎 八郎	宮崎県	60,000円	③ふるさとの観光・交流・定住促進事業
中原 邵	大阪府	—	②未来を担うふるさとの子ども健全育成事業
匿名希望	大阪府	—	町長に一任
匿名希望	熊本県	1,000,000円	町長に一任
匿名希望	熊本県	1,000,000円	町長に一任
匿名希望	熊本県	1,000,000円	町長に一任
匿名希望	神奈川県	—	①～⑤全て
匿名希望	熊本県	—	町長に一任
匿名希望	和歌山県	—	②未来を担うふるさとの子ども健全育成事業
合 計	11件	3,405,000円	

※公表に関しては、事前に了承された内容を公表しています。

ご寄附いただきありがとうございます。皆様のご期待にそえるような「まちづくり」に取り組んでいきたいと考えていますので、今後ともよろしく願います。

寄付金活用メニュー

①ふるさと親孝行事業	ふるさとに住む親や兄弟姉妹親戚が高齢者になっても少しでも元気で便利に生活できるような事業に使います。
②未来を担うふるさとの子ども健全育成事業	地域の宝であり将来の日本を担う子ども達を健全に育てるための事業に使います。
③ふるさと観光・交流・定住促進事業	観光PR、和水町と都市との交流、定住促進等の活力のあるまちづくりに使います。
④元気な農林業と環境保全事業	農林業を元気にすることなど清らかな水と豊かな緑のふるさとの環境を守ることに使います。
⑤ふるさとの文化とスポーツ振興事業	日本のマラソンの父、金栗四三氏の出身地としてのスポーツや文化の振興、人材育成に使います。

問い合わせ先 本庁 企画課 ☎0968・86・5721

軽自動車税の減免

和水町では、身体に障がいがある人が積極的に社会活動に参加できるように、軽自動車税の配慮をしています。一定の要件に該当し、期限までに減免申請をされた人の軽自動車税を全額免除します。（原付バイクも対象となります）

減免が受けられる軽自動車の範囲

障がい者の通院、通学などに利用されるもので、本人が運転するものや、常時介護する人が運転するもの
※減免可能な台数は、障がいがある人一人につき一台です。
詳しくは、役場にお問い合わせください。

手続の際に必要なもの

○車検証
○身体障害者手帳又は精神障害者保健福祉手帳、療育手帳
（注意：等級によっては該当しない場合があります）
○運転手の免許証 ○印鑑

減免申請の受付期間

5月10日（木）～5月23日（水）の土日を除く期間

問い合わせ先 本庁 税務住民課 町民税係 ☎0968・86・5723
総合支所 住民課 税務収納係 ☎0968・34・3111（内線753）

平成24年度

町税・後期高齢者医療保険料納付期限（口座振替）日

月	税目	期別	納期限日
5月	固定資産税 軽自動車税	1期 全期	5月31日（木）
6月	町県民税	1期	7月2日（月）
7月	国民健康保険税 後期高齢者医療保険料	1期 1期	7月31日（火）
8月	町県民税 固定資産税 後期高齢者医療保険料	2期 2期 2期	8月31日（金）
9月	国民健康保険税 後期高齢者医療保険料	2期 3期	10月1日（月）
10月	町県民税 国民健康保険税 後期高齢者医療保険料	3期 3期 4期	10月31日（水）
11月	国民健康保険税 後期高齢者医療保険料	4期 5期	11月30日（金）
12月	固定資産税 後期高齢者医療保険料	3期 6期	12月25日（火）
平成25年 1月	町県民税 国民健康保険税 後期高齢者医療保険料	4期 5期 7期	平成25年 1月31日（木）
2月	固定資産税 後期高齢者医療保険料	4期 8期	2月28日（木）
3月	国民健康保険税	6期	4月1日（月）

○原則、月末の口座振替となりますが、土日・祝祭日の場合は、金融機関の翌営業日が振替日となります。

○納付書での納付場所（下記金融機関の本店および支店など）

①肥後銀行 ②熊本ファミリー銀行 ③玉名農業協同組合

④ゆうちょ銀行（九州管内の郵便局。但し沖縄県は除く）

⑤和水町役場本庁会計室、および和水町役場三加和総合支所住民課

○町税・各種料金の納付は、確実・便利な口座振替をおすすめします。

お申し込みは、上記金融機関の窓口、本庁税務住民課、または三加和総合支所住民課へお尋ねください。

問い合わせ先 本庁 税務住民課 収税係 ☎0968・86・5723
総合支所 住民課 税務収納係 ☎0968・34・3111（内線753）

和水町国民健康保険の一部負担金減免及び徴収猶予について

特別な理由により、一時的に生活が苦しくなり、医療費の支払いにお困りの世帯に対し、申請により、保険医療機関等（病院や薬局）での一部負担金の軽減が一定期間受けられる制度があります。

申請は随時に受け付けています。詳しいことは下記までお問い合わせください。

問い合わせ先 本庁 税務住民課 国保年金係 ☎0968・86・5723
総合支所 住民課 住民生活係 ☎0968・34・3111（内線752）